

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	大月市	笹子町	白野	地区名	滝子沢(たごさわ)	事業主体	山梨県	
(1)事業概要			(3)事業の妥当性評価						妥当	妥当でない
①課題・背景			①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)						○	
本計画箇所は、大月市笹子町白野地区に流入する一級河川笹子川の上流に位置している。平成23年9月の台風15号の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。			・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当						○	
②整備目標・効果			②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)						○	
□主要目標			・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備						○	
○土石流被害の防止 保全対象 人家 23戸 国道 900m 高速道路 100m JR中央本線 300m 緊急度・危険度 13≥10点※ 被害軽減額 990≥340百万円※			③経済妥当性						○	
			費用便益費 便益(B)／費用(C)= 4.91 >1.0							
			・便益(B)= 1149 百万円							・費用(C)= 234 百万円
□副次目標			④事業実施・規模の妥当性						○	
—			・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない							
□副次効果			⑤整備手法の有効性						○	
○被害時の被害波及の防止 (中央道、国道20号)			・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効							
			⑥環境負荷への配慮						○	
			・切土法面は緑化し、裸地を残さない							
			・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する							
			⑦事業計画の熟度						○	
			・地元大月市より強い要望あり。							
			<妥当性評価>							
			・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断							
			(4)事業間優先度評価							
			・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I							
(2)整備内容と整備量			(5)総合評価						○	
①整備内容			谷止工4基							
②整備期間			平成25年度～平成27年度							
③総事業費			約245百万円(国費115百万円(1/2) 県費130百万円(1/2))							
④全体計画			平成25年度 谷止工2基 55百万円 平成26年度 谷止工1基 95百万円 平成27年度 谷止工1基 95百万円							
⑤規整備内容・期間・事業費			平成15年度 谷止工2基 41百万円 平成17年度 谷止工3基 91百万円 平成18年度 谷止工4基、山腹工A=0.03ha 85百万円							
			【事業位置図等】							
			省 略							